

沼田市公告第 132 号

条件付き一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び沼田市契約規則（平成17年規則第53号）第4条の規定により公告します。

令和8年5月12日

沼田市長 星野 稔

記

1 条件付き一般競争入札に付する事項

○案件番号 第2号

- (1) 物品名 除雪用ホイールローダー
- (2) 納入場所 沼田市都市建設部建設課工務室（沼田市西倉内町594 沼田公園内）
- (3) 納期 沼田市議会議決の日から令和9年3月29日まで
※地方自治法第96条第1項第5号に規定する案件のため、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決後、本契約を締結することとなります。
- (4) 物品の内容 除雪用ホイールローダー 1台
（詳細は4に記載の仕様書による）
- (5) 予定価格及び最低制限価格、前払金
 - ・ 予定価格 非公表
 - ・ 最低制限価格 無
 - ・ 前払金 無
 - ・ 部分払 無

2 参加する者に必要な資格に関する事項

参加する者は、次の各号に定める基準をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当していない者
- (2) 公告日現在の令和8年度沼田市競争入札参加有資格者名簿に物品・役務で登録されている者のうち、群馬県内に本店又は支店を有する者、かつ、以下の営業品目区分に登録のある者とする。
 - ・ 物品の販売 一大分類一車両類、小分類一特殊自動車
- (3) 沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止期間中でない者

3 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、令和8年5月12日（火）午後1時から令和8年5月22日（金）午後1時までの市役所通常業務時間内に参加資格確認申請書を財政課契約係に持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、郵送による場合は、簡易書留等の郵送の記録が残る方法を利用するものに

限り、期限までに財政課契約係に到着したもののみを受け付ける。

なお、期限までに資格確認申請を行わない者又は条件付き一般競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

4 仕様書等を示す場所・日時及び質疑

本案件に係る仕様書等は公告日から入札日までの間、沼田市公式ホームページに掲載する。併せて財政課事務室で閲覧に付す。

また、仕様書等に対する質疑については、令和8年5月12日（火）午後1時から令和8年5月22日（金）午後1時までの市役所通常業務時間内に別紙質疑応答書により、財政課契約係に提出（持参・電子メール・FAXいずれかの方法）すること。

なお、回答については、質疑応答書提出者に対して質疑応答書の受付後、速やかに行うとともに財政課事務室で閲覧に付す。

5 入札及び開札の日時

(1) 入札及び開札日時

令和8年5月29日（金）午後1時45分から

沼田市役所 テラス沼田4階 防災会議室401

（午後1時45分以降の入札会場への入室はできません）

6 入札保証金

免除とする。ただし、落札者であって入札保証金を免除された者が契約を締結しないときは、入札金額相当の100分の5に相当する額の違約金を市に納付しなければならない。

7 入札の執行

(1) 落札決定に当たっては予定価格以下の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、車両類については、入札書に記載された金額をもって契約金額とする。

(3) 入札執行回数は2回とする。ただし、1回目の入札に参加する者が1者である場合は2回目の入札を行わない。

(4) 同価格の入札があった場合は、抽選により落札者を定める。

(5) 入札書の金額は、入札価格明細書に基づいて記載すること。

(6) 入札書には、必ず入札価格明細書を添付すること。ただし、2回目の入札にあっては価格明細書の添付を不要とする。

(7) その他、沼田市入札心得を厳守すること。

8 契約締結

落札者は、落札後7日以内に仮契約を締結しなければならない。

この入札は、地方自治法第96条第1項第5号に規定する案件のため、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決があった場合は、当該仮契約書を本契約書に基づく契約書とする。

9 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10を徴収する。ただし、沼田市契約規則第29条第1項第3号に該当するときは免除とする。

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) ここに定めのない事項は、地方自治法施行令、沼田市契約規則、沼田市条件付き一般競争実施要綱、及び沼田市条件付き一般競争入札実施要綱細目による。

11 問合せ先

沼田市下之町888番地

沼田市総務部財政課契約係

電話：0278（23）2111

FAX：0278（24）5179

E-mail：keiyaku@city.numata.lg.jp